

令和4年第14回(6月) 上越市選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和4年6月21日(火) 午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 401会議室
- 3 付議事項
 - 議案第70号 第26回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の抹消について
 - 議案第71号 第26回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録について
 - 議案第72号 第26回参議院議員通常選挙に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について
- 4 協議事項
 - 協議1 第26回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
 - 協議2 第26回参議院議員通常選挙における投票所の投票立会人の選任について
 - 協議3 第26回参議院議員通常選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について
 - 協議4 第26回参議院議員通常選挙における開票計画について
- 5 報告事項
 - 報告1 第26回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について
 - 報告2 第26回参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について
 - 報告3 新潟県知事選挙の「選挙の記録」の作成について
 - 報告4 専決処分した内容について
- 6 その他
 - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和3年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞

「みんなのためにいっしょにとひょうしよう」 美守小学校3年 伊藤 楓 さん

議案第 70 号 第 26 回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者及び同条第 2 号の転出者等を令和 4 年 7 月 10 日執行予定の第 26 回参議院議員通常選挙における選挙人名簿から抹消する。

令和 4 年 6 月 21 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 4 年 6 月 1 日 から 令和 4 年 6 月 20 日 までの間の	死亡者数 A	64	66	130
	転出者数 B	64	60	124
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		128	126	254

議案第 71 号 第 26 回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定により、次のとおり令和 4 年 7 月 10 日執行予定の第 26 回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録を行う。

令和 4 年 6 月 21 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 4 年 6 月 1 日）現在の名簿登録者数 A	77,349	81,143	158,492
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の選挙時登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回登録日から今回までの間の抹消者数 E	128	126	254
今回選挙時登録における新規登録者数 F	206	174	380
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	77,427	81,191	158,618

議案第 72 号 第 26 回参議院議員通常選挙に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の第 26 回参議院議員通常選挙に伴う令和 4 年 6 月 21 日現在の選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------------|--------------------|
| 1 | 選挙人名簿登録者数 | 158,618 人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数 | 50 分の 1 の数 3,173 人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数 | 6 分の 1 の数 26,437 人 |
| 4 | 選挙権を有する者の総数 | 3 分の 1 の数 52,873 人 |

(6 月 21 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選挙管理委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

協議 1 第 26 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の第 26 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 の規定により読み替えて適用される同法第 38 条第 1 項の規定により、別紙 1 のとおり選任してよいか協議する。

(6 月 22 日選任・通知予定)

協議 2 第 26 回参議院議員通常選挙における投票所の投票立会人の選任について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の第 26 回参議院議員通常選挙における投票所の投票立会人を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 38 条第 1 項の規定により、別紙 2 のとおり選任してよいか協議する。

(6 月 22 日選任・通知予定)

協議 3 第 26 回参議院議員通常選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の第 26 回参議院議員通常選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターについては、次のとおり対応してよいか協議する。

1 選挙事務所への注意喚起

- ・警察からの情報は、直ちに選挙事務所等へ当該箇所を F A X 等で連絡する。
- ・市民等からの情報については、可能な限り迅速に調査し、電話で注意喚起する。
- ・広報車による周知活動中に新たに発見したものは、随時注意喚起する。

2 撤去命令の通知等

違反ポスターの疑いのあるもので改善されないポスターなどについて、撤去命令を发出するとともに、県選挙管理委員会への報告及び地元警察署への通報を行う。

3 参考（通報件数）

0 件

協議 4 第 26 回参議院議員通常選挙における開票計画について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の第 26 回参議院議員通常選挙における開票を正確かつ公正に行うため、次のとおり開票計画等を取りまとめ関係事務を進めてよいか協議する。

- 1 開票計画 別紙 3 のとおり
- 2 検収・開票事務要領 別紙 4 のとおり

報告 1 第 26 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の第 26 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者について、諸般の事情によりその職に就けないことから、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙 5 のとおり選任者を変更するとともに、告示予定であることを報告する。

(6 月 22 日告示予定)

報告 2 第 26 回参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の第 26 回参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者について、諸般の事情によりその職に就けないことから、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙 6 のとおり選任者を変更するとともに、告示予定であることを報告する。

(6 月 22 日告示予定)

報告3 新潟県知事選挙の「選挙の記録」の作成について

新潟県知事選挙の各種データをまとめた「選挙の記録」を作成したので、次のとおり報告する。

- 1 作成日 令和4年6月21日（火）
- 2 内容 別紙7のとおり
- 3 公表方法 市ホームページ

報告4 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号）第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告示

告示番号	告示日	件名
39	令和4年6月13日	令和4年第14回（6月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について
40	令和4年6月16日	令和4年第15回（6月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について